千葉県医師会 風しんの第5期の定期予防接種に協力する医療機関に係る手引き (概要版)

Ver.2(2019年4月)

はじめに

厚生労働省は、「風しんの追加的対策に係る対応について(協力依頼)」(平成 31 年 2 月 22 日付け健発 0222 第 10 号厚生労働省健康局長通知)を発出した。さらに「風しんの追加的対策に係る手引き(第 2 版)について(協力依頼)」(平成 31 年 3 月 25 日付け健健発 0325 第 3 号厚生労働省健康局健康課長、健感発 0325 第 12 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)により、「昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までに生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査および予防接種法第 5 条第 1 項の規定に基づく風しんの第 5 期の定期予防接種の実施に向けた医療機関・健診機関向け手引き(第 1 版)」を改正した同手引きの「第 2 版」(以下「手引き」という。)を発出し、当該手引き等に基づいて医療機関等において対応を図ることとしている。

この手引き等について概要版を取りまとめたので参照願いたい。

(注)「手引き」、千葉県医師会で作成した医療機関に係る手引き(概要版)、その他「風しんの追加的対策」に係る必要な書類(委任状、受診票、予診票、費用請求に要する書類)等については、以下の手順で千葉県医師会ホームページまたは日本医師会のホームページ等から参照あるいはダウンロードが可能である。

【千葉県医師会ホームページ】

千葉県医師会ホームページ → 医療関係者の皆様への「コンテンツ 」→ 風しんの追加 的対策

https://www.chiba.med.or.jp/personnel/rubella/index.html

【日本医師会ホームページ】

日本医師会ホームページ \rightarrow 医師のみなさまへ \rightarrow 感染症関連情報の「風しんの追加的対策について」 \rightarrow 風しんの追加的対策について(医療機関・医師会向けページ) http://www.med.or.jp/doctor/kansen/rubella/008503.html

【厚生労働省ホームページ】

厚生労働省ホームページ → 政策について → 分野別の政策一覧 → 健康・医療 → 健康 → 感染症情報 → 風しん → 風しんの追加的対策専用ページはこちら https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/index 00001.html

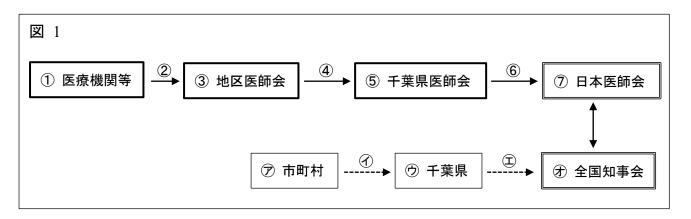
□ 風しんの抗体検査および風しんの第5期の定期予防接種の実施に当たっての委託契約

(1) 日本医師会と全国知事会の間で行われる集団的な委託契約の概要

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性(以下「成人男性」という。)を対象とした風しんの第5期の定期予防接種(以下「風しんの第5期定期接種」という。)は、2019年度から2022年4月31日までの3年間、市区町村が実施主体となって行われる事業である。厚生労働省は、風しんの第5期定期接種および風しんの第5期定期接種の必要性を判断するための風しんの抗体検査の実施に当たって、対象となる成人男性の利便性の向上を図る必要があるとして、居住地以外でも風しんの抗体検査や風しんの第5期定期接種が受けられるよう実施主体である全国の市区町村と実施に協力する全国の医療機関や健診機関等(以下「医療機関等」という。)との間で委託契約を締結する必要があるとしている。

この方針に基づいて厚生労働省は、地区医師会に所属する医療機関等で風しんの抗体検査および風しんの第 5 期定期接種の実施に協力する医療機関等からの委任を受けた日本医師会と全国の市区町村からの委任を受けた全国知事会との間で全国統一の集団的な委託契約(集合契約)を締結することとしている。

この方針に基づいた委託契約の流れを図1に示した。



(2) 集団的な委託契約を締結するための手続き

医療機関等が日本医師会に集団的な委託契約を委任するための手続きである図 1 の ① ~ ⑦ および市区町村が全国知事会に集団的な委託契約を委任するための手続きである ⑦ ~ ⑦ について、具体的な手続きを以下に示す。

(注)日本医師会と全国知事会の間で締結される「風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る委託契約書」については、日本医師会のホームページから参照可能である。

風しんの追加的対策について(医療機関・医師会向けページ)→ 委託契約書案(日本 医師会、全国知事会)

【 **医療機関等** 】〈図 1 (1)②〉

- ① 地区医師会に所属する医師が医療機関等の長(管理者)の職に就いている医療機関等で、風しんの抗体検査、風しんの第5期定期接種の実施に協力を希望する場合には、「風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る委託契約書」(以下「委託契約書」という。)の「風しんの抗体検査・風しんの第5期の定期接種用」の委任状(別紙5)に必要事項を記入する。
 - (注)使用する委任状については、千葉県医師会または日本医師会のホームページから 風しんの追加的対策へアクセスし、委任状 A (医療機関→郡市区医師会)をダウン ロードして使用する。
 - ※ 委任状の 「① 医療機関コード」とは、国保連合会からの振込通知書あるいは支払 額通知書に記載されている 12 から始まる 10 桁の数字。(抗体検査受診票・第 5 期定 期接種予診票・請求総括書・市町村別請求書においてもこの 10 桁の数字を記入。)
 - ※ 委任状の「⑥ 受託業務」については、風しんの抗体検査、風しんの第5期の予防接種のそれぞれの項について、(受託する・受託しない)のいずれかに「〇」を記入する。
 - ※ 委任状の「当院は () へ、次の事項についての権限を委任します。」および「(委任とりまとめ者)」については、医療機関が属する地区医師会(および住所)を 記入する。(会長名は不要)
- ② 医療機関等は、必要事項を記入した委任状(別紙5)を、提出期限内に医療機関等の 属する地区医師会に提出し、委任状に記載されている権限を地区医師会長に委任する。
 - ※ 委任状は複写をとり、コピーは医療機関等で保管し、原本を地区医師会に送付する。

【 地区医師会 】〈図 1 (3)⑷〉

- ③一④ 各地区医師会は、提出期限内に医療機関等から提出された委任状(別紙5)に基づいて電子媒体による「実施機関一覧表」(別紙2)を作成し、地区医師会長から千葉県医師会長への委任状(別紙7)とともに千葉県医師会の定めた提出期限内に千葉県医師会に提出する。
 - (注1) 地区医師会長から千葉県医師会長への委任状(別紙7) については、千葉県医師会または日本医師会ホームページから風しんの追加的対策へアクセスし、「委任状B (郡市区医師会→都道府県医師会)」をダウンロードして使用する。
 - (注 2) 地区医師会が作成する実施機関一覧表(別紙 2) についても、千葉県医師会または日本医師会ホームページから風しんの追加的対策へアクセスし、「実施機関一覧表」をダウンロードして使用する。
 - (注3)全国知事会および日本医師会は、集合契約に参加する実施機関一覧表を2か月に 1回確認更新することから、年度途中からの参加を希望する医療機関等については、

千葉県医師会において委任状が受理されてから概ね 2 ヵ月で集合契約に参加できる と考えられる。委託契約の参加の確認については、厚生労働省の「風しんの追加的 対策について」にアクセスし、公開されている「風しん抗体検査実施医療機関」等 で確認する。

- (注 4) 医療機関等で、集合契約の参加時に届け出た内容に変更が生じた場合には、地区 医師会に変更内容を記載した委任状を再度提出する。
- ※ 医療機関等の長(管理者)から、「⑥ 受託業務」の内容その他の変更や委託契約を 取り下げる旨の届出があった地区医師会は、変更内容を反映させた実施機関一覧表 を作成し、委任状(別紙7)とともに直ちに千葉県医師会に報告する。

【 千葉県医師会 】〈図 1 56〉

- ⑤一⑥ 千葉県医師会は、各地区医師会から提出された医療機関等からの委任状に添付された「実施機関一覧表」(別紙2)を基にして、千葉県内における「実施機関一覧表」(別紙2)を電子媒体により作成し、千葉県医師会長から日本医師会長への委任状(別紙6)とともに日本医師会に送付し、当該契約の締結に係る権限を日本医師会に委任する。
 - (注)都道府県医師会長から日本医師会長への委任状(別紙6)については、日本医師会のホームページから風しんの追加的対策へアクセスし、委任状 C(都道府県医師会→日本医師会)をダウンロードして使用する。
 - ※ 地区医師会から、「⑥ 受託業務」の内容の変更や委託契約を取り下げる旨の届出があった場合には、千葉県医師会は直ちに日本医師会に連絡し、公開されているホームページの内容の修正を依頼する。

【 市区町村 】〈図 1 ⑦⑦〉

⑦一⑦ 市町村は、風しんの抗体検査、風しんの第 5 期定期接種の実施に当たり、「風しんの抗体検査・風しんの第 5 期の定期接種用」の委任状を千葉県に提出することで、 委任状に記載されている権限を千葉県知事に委任する。

【 千葉県 】〈図 1 ウエ〉

⑦一② 千葉県は、各市町村から提出された委任状に基づいて、当該契約の締結に係る権限を全国知事会に委任する。

【 日本医師会と全国知事会 】〈図 1 (7)の〉

⑦一⑦ 千葉県から委託された全国知事会は、千葉県医師会から委託された日本医師会と の間で、委託契約書に基づいた委託契約を締結する。

2 クーポン券について

風しんの追加的対策における風しんの抗体検査および風しんの第 5 期定期接種については、医療機関等において適切に実施できるよう必要な情報を印字した「クーポン券」 (資料 1) が、実施主体である市区町村から風しんの追加的対策の対象者に発行される。

【クーポン券】(抗体検査券、予防接種予診券(予診のみ)、予防接種券の3種類)

(1) 抗体検査券 (国保連提出用、医療機関控え、ご本人控え)

風しんの第 5 期定期接種に先立って行われる抗体検査を希望する受診者のうちで、抗体検査を実施した受診者に限り風しんの抗体検査受診票(以下「受診票」という。) (様式 1)に貼付する。

(2) 予防接種予診券(予診のみ)(国保連提出用、医療機関控え、ご本人控え)

風しんの第 5 期定期接種の対象者に該当する接種希望者に対し、風しんの第 5 期定期接種予診票(以下「予診票」という。)(様式 2)に基づいて問診および診察をした結果、今日の予防接種を「見合わせる」と医師が判断した場合、または、当該希望者が医師の診断・説明等により「予防接種を希望しません」と判断し風しんの第 5 期定期接種を実施しなかった場合の予診票に貼付する。

(3) 予防接種券 (国保連提出用、医療機関控え、ご本人控え)

風しんの第5期定期接種の対象者に該当する接種希望者に対して、予診票(様式2)に基づいて問診および診察をした結果、今日の予防接種は「可能」と医師が判断し、風しんの第5期定期接種を実施した時の予診票に貼付する。

(注) **クーポン券が、受診票、予診票に適切に貼付されていない場合**には、国が定めた抗 体検査費用あるいはクーポン券に記載されている予防接種の予診費用または接種費用 の支払いが受けられないことがあるので、注意を要する。

3 風しんの抗体検査の実施手順(医療機関等における)

風しんの第 5 期定期接種の対象者が、当該定期接種に先立って実施される風しんの抗体 検査を希望して医療機関等を受診した場合、**医療機関等では、「風しんの抗体検査実施フロ** 一」(資料 2) に従って風しんの抗体検査対象者であることを確認する。

風しんの抗体検査対象者であることが確認できた場合には、医療機関等で用意した受診 票(<mark>様式1</mark>)(一部市町村では、対象者に事前に配布している)に必要事項を記入してもら うとともに、以下の(1)~(2)の各項の対応を行う。

- (注) 医療機関等で用意する受診票(様式1)については、地区医師会に連絡するか、または、千葉県医師会もしくは日本医師会ホームページから風しんの追加的対策へアクセスし、受診票(印刷用)または受診票・予診票(入力用)をダウンロードして使用する。
 - ※ 医療機関等で受診票をダウンロードして使用する場合で、受診票(入力用)の様式を使用する場合には、受診票(入力用)において「医療機関等情報記入用シート」の医療機関入力欄に必要事項(医療機関名、医師名、医療機関等コード)をパソコン上で入力した後に受診票を印刷すると、当該事項が記載された受診票を印刷することが可能である。

(1) 医療機関等の受付時における風しん抗体検査対象者への対応

風しんの第 5 期定期接種の対象者が、風しんの抗体検査を希望して医療機関等を受診する場合には、クーポン券(抗体検査券、予防接種予診券(予診のみ)、予防接種券の 3 種類: 資料 1 参照)を持参する。

受付に当たっては、以下の ① ~ ③ を必ず確認する必要がある。

- (注1) もし、① ~ ③ のいずれかに不備があった場合には、クーポン券を用いた風しんの抗体検査は実施できないため、風しんの抗体検査を実施した場合であっても本対策による検査費用の支払いを受けることができないことに注意を要する。
- (注 2) 受診者が持参した、クーポン券(抗体検査券、予防接種予診券(予診のみ)、予防接種券の3種類)のうち、抗体検査券の3枚つづり(国保連提出用、医療機関控え、ご本人控え)だけを窓口で預かり、予防接種予診券(予診のみ)および予防接種券は受診者に返還する。

窓口で預かった抗体検査券は、**医療機関において受診票に貼付する**(受診者自ら、抗体検査券を受診票に貼付することは行わない)。

① 抗体検査に使用するクーポン券の本人確認

医療機関等の窓口では、風しんの抗体検査を希望して医療機関等を受診した者が持参した市区町村で発行した**抗体検査券に記載されている氏名が、受診者本人であることを**自動車免許証、マイナンバーカードや保険証等で**確認する**(本人確認をした自動車免許

証等の写しの保管は不要)。

② 有効期限の確認

抗体検査券に記載されている有効期限を確認する。

(注) 有効期限が切れている場合には、抗体検査券の請求先に記載されている市区町村 に問い合わせるよう指導する。

③ 抗体検査券等の記載住所と風しんの抗体検査受診票に記入されている住所の確認

医療機関等の窓口において、① ~ ② を確認した受診者には、受診票を渡し必要事項の記入を依頼する(事前に市町村から配布された受診票を持参した場合には、当該受診票を使用して差し支えない)。

受診者が必要事項を記入した**受診票の住所欄の市区町村名と抗体検査券に記載されている請求先欄の市区町村名が同じであることを確認**する。

- (注 1) 受診者が、自身で受診票に記入する住所は、受診者の住民票がある(住民登録 されている)住所である。
- (注 2) 抗体検査券等に記載されている請求先の市区町村名と受診票の住所欄に記入されている市区町村名が異なる場合には、医療機関等は受診者に対し受診票に記入された住所が、現在住民票のある住所か否かを確認する。

受診票に記入された住所が、現在住民票がある市区町村ではなく抗体検査券に記載されている市区町村が住民票のある市区町村である場合には、受診者に受診票の住所を書き直してもらう。

受診票の住所が現在住民票のある市区町村の場合には、現在住民票がある市区町村からクーポン券の再発行を受ける必要があることを受診者に説明する。

- (2) 診察時における受診票への必要事項の記入・複写と抗体検査券等の貼付
- ① 受診票に基づく問診による抗体検査実施の判断等と受診票への抗体検査券等の貼付
- ・診察に当たっては、抗体検査券の請求先に記載されている市区町村名と受診票の住所 欄に記入されている市区町村名が同じであることを再度確認した後、受診票の回答欄 の記入事項等を基に問診を行い、医師記入欄に必要事項を記入したうえで**抗体検査の** (必要・不要)の判断を行う。
- (注 1) 抗体検査の(必要・不要)の判断については、「風しんの抗体検査実施フロー」 (資料 2) に従って行う。
- (注2) 風しんの罹患歴、風しんの予防接種歴あるいは平成26年(2014年)4月1日以降に風しんの抗体検査を受け「抗体陽性」を書類で確認できた場合であっても、受診者が風しんの抗体検査を希望する場合には、当該検査を実施することが可能であることに注意する。
- (注3) **風しんの抗体検査を実施しない(不要)場合**には、受診者から預かった**抗体検査**

券は貼付せずに受診票とともに受診者に返す。

この場合、受診票を千葉県国民健康保険団体連合会(以下「千葉県国保連合会」という)に送付する必要はない。

・風しんの抗体検査を実施する(必要)と判断した場合には、医師記入欄に必要事項を記入した後受診票を 2 枚複写し(原本 1、複写 2)、以下のとおり各抗体検査券を受診票の「クーポン貼付」部分に貼付したうえで、3 枚の受診票につては以下に記載した目的に即して使用する。

(注1) 問診等の結果、抗体検査を実施する(必要)と判断した場合には、

- 本人に対しては、抗体検査を行い風しんの第 5 期の定期接種に係る判定結果等 の必要事項を記入したうえで、受診票を後日渡す旨を伝える。
- 抗体検査券を貼付した3枚の受診票は、抗体の検査結果に基づいて風しんの第5 期定期接種に係る判定結果を記入するまで医療機関等で保管する。
- (注 2) 抗体検査券等のクーポン券を紛失した場合には、抗体検査等に要した費用の支払いを受けられない。(医療機関で紛失した場合には、クーポン券を発行した市区町村に問い合わせる必要がある)

【受診票の原本】

受診票の原本には、「(国保連提出用)」と記されている抗体検査券を貼付し、風しんの第 5 期定期接種の判定結果等必要事項を記入した上で、千葉県国保連合会に対して検査費用の請求をする際に添付する。

【 医療機関での保管用 】

複写した受診票の1枚に、「(**医療機関控え**)」と記されている抗体検査券を貼付した うえで実施医療機関が保管する。受診票の取扱いについては、診療記録に準ずるもの とし、保管期限は、原則として5年を下回らないよう配慮する。

【本人の控え用】

複写した受診票の1枚に、「(ご本人控え)」と記されている抗体検査券を貼付し、抗 体検査に基づいて風しんの第5期定期接種に係る判定結果等を記入したうえで本人 に渡す。

② 風しんの抗体検査結果等の受診票への記入と記入後の受診票の使用法

抗体検査の結果が出たら、(2) - ① で抗体検査券を貼付し医療機関で保管しておいた3枚の受診票のそれぞれに転記する。転記に際しては、「風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準と受診票への結果の記載例」(資料3) の検査方法、単位等を参考にして記載する。さらに、判定結果、実施機関、医師名、検査年月日、検査番号(資料4) 等の必要事項を記入したうえで、前項記載のとおり各受診票を使用する。

(注1) 抗体検査により、風しんの第5期定期接種の(対象・非対象)の判定は、「風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価の基準と受診票への結果の記載例」(資料3)の定期接種の対象となる抗体価に基づいて行う。

なお、赤血球凝集抑制法(HI法)にあっては、抗体価「8倍以下」が風しんの第5期定期接種の対象となることから、「8倍以上16倍未満」又は「16倍未満」の表示がされた検査結果の場合は、当該定期接種の対象となる。

- (注 2) 抗体検査を行った場合には、受診票の検査番号(※ 裏面の別表を参照)部分の (□) について、資料 4 に基づいて該当する番号の(□) を黒く塗りつぶす(■)。
- (注3) 医療機関等コード欄については、**医療機関ごとの医療機関等コード**(国保連合会からの振込通知書あるいは支払額通知書に記載されている 12 から始まる 10 桁の数字) **を必ず記入**する。
- (注 4) 抗体検査に基づいて風しんの第 5 期の定期接種の「対象」と判定された対象者が 医療機関において風しんの予防接種を受ける際には、「対象」と記入され「ご本人控 え」の抗体検査券が貼付された受診票を医療機関に持参する必要があることを医師 が説明する。

4 風しんの第5期定期接種の実施手順

風しんの抗体検査に基づく判定結果で風しんの第 5 期定期接種の「対象」となった者から、医療機関に風しんの第 5 期定期接種の申し込みがあった時には、以下の対応を行う。

(1) 医療機関における風しんの第5期定期接種対象者への受付時対応

風しんの第 5 期定期接種の対象となった者から、風しんの予防接種を希望して医療機関に予約の申し込みがあった時は、以下の① ~ ② を必ず確認する必要がある。

(注) ① ~ ④ のいずれかに不備があった場合には、クーポン券を用いた風しんの第 5 期定期接種は実施できないため、風しんの予防接種(「予診のみ」を含む)を行った場合であっても本対策による風しんの第 5 期定期接種費用の支払いを受けることができないことに注意を要する。

① 風しんの第5期定期接種に使用するクーポン券の市区町村名等の確認

風しんの第 5 期定期接種の対象となった者から風しんの第 5 期定期接種を希望して医療機関に申し込みがあった時は、接種希望者の居住する(原則として住民登録されている)市区町村とクーポン券(予防接種予診券(予診のみ)および予防接種券)の請求先に記載されている市区町村名が一致していること、および当該クーポン券に記載されている有効期限内であることを確認して予約を受ける。

- ※ 風しんの第 5 期定期接種に先立って行われる風しんの抗体検査の際に、クーポン券の請求先に記載されている市区町村名と受診票に記入されている市区町村名が同じであることは確認されているので、この段階で違いは生じないと考えられる。もし、違いがあった場合には、3 (1) ③(注 2) に準じて対応する。
- (注) 有効期限が切れている場合には、抗体検査券の請求先に記載されている市区町村 に問い合わせるよう指導する。
- ② 抗体検査結果が、「定期接種の対象となる予定の風しん抗体価」の基準を満たしていることを確認

予防接種希望者が医療機関を受診した時は、窓口において、風しんの第 5 期定期接種に先立って行われた風しん抗体検査の結果から、**受診票の判定結果欄の「対象」が選択されている受診票を持参していること**、または、平成 26 年(2014 年) 4 月 1 日以降に実施した抗体検査の結果報告用紙に記載された風しん抗体価が「風しんの第 5 期の定期接種の対象となる抗体価基準と受診票への結果の記入例」(資料 3) の基準を満たしていることを確認する。

③ 風しんの第5期定期接種に使用するクーポン券の本人確認

医療機関の窓口で、市区町村が発行したクーポン券(予防接種予診券(予診のみ)およ

び予防接種券)に記載されている氏名が、当該対象者本人であることを自動車免許証、 マイナンバーカードや保険証等により**確認する**(本人確認をした自動車免許証等の写し の保管は不要)。

- (注)予防接種希望者が持参した、市区町村が発行したクーポン券(予防接種予診券(予 診のみ)および予防接種券の2種類)の3枚つづり(国保連提出用、医療機関控え、 ご本人控え)は窓口で預かり、予防接種希望者が自ら予診票に貼付しないようにす る。
- ④ 予防接種予診券(予診のみ)および予防接種券の記載住所と風しんの第5期の定期接種予診票に記入されている住所の確認

医療機関の窓口において ② および ③ の確認ができた予防接種希望者に、医療機関で用意した予診票(様式 2) を渡し、必要事項を記入してもらう。

必要事項を記入した予診票**の住所欄の市区町村名と予防接種予診券(予診のみ)および予防接種券に記載されている請求先欄の市区町村名が同じであることを確認**する。

- ※ 予診票の住所欄の市区町村名と予防接種予診券(予診のみ)および予防接種券に記載されている請求先欄の市区町村名に違いがあった場合には、3 (1) ③(注 2)に準じて対応する。
- (注 1) 医療機関で用意する予診票(様式 2) については、千葉県医師会から配布する。 この予診票は3枚複写になっており、1枚目(原本)が厚いため、筆圧を強めに記入 するよう接種希望者に依頼する。
- (注 2) 医療機関に 3 枚つづりの予診票がない場合には、千葉県医師会または日本医師会ホームページから風しんの追加的対策へアクセスし、予診票(印刷用)または受診票・予診票(入力用)をダウンロードし、3 枚複写して使用しても差し支えない。
- ※ 医療機関で予診票をダウンロードして使用する場合で、予診票(入力用)の様式 を使用する場合には、予診票(入力用)において「医療機関等情報記入用シート」 の医療機関入力欄に必要事項(医療機関名、医師名、医療機関等コード)をパソコ ン上で入力した後に予診票を印刷すると、当該事項が記載された予診票を印刷する ことが可能である。
- (2) 予診票に基づく問診による風しんの第 5 期定期接種の実施の判断と予診票への予防接種予診券(予診のみ)または予防接種券の貼付
- ① 風しんの第5期定期接種の実施の判断

診療に当たり、予防接種予診券(予診のみ)および予防接種券の請求先欄に記載されている市区町村名と予診票の住所欄に記入されている市区町村名が同じであることを再度確認した後、予診票の質問事項等を基に問診・診察を行い、予防接種の(可能・見合わ

せる) を判断するとともに医師記入欄に必要事項を記入する。

② 予診票への予防接種予診券(予診のみ)または予防接種券の貼付

医師記入欄に必要事項を記入した予診票については、以下に従って予防接種予診券(予診のみ)または予防接種券を予診票の「クーポン貼付」部分に貼付する。

- ・医師が問診・診察の結果、当日の予防接種を「見合わせる」と判断した場合には、その旨を予診票に記入し、3枚の予診票のそれぞれに「予防接種予診券(予診のみ)」と記載されているクーポン券を貼付する。このとき、予診票の原本には「(国保連提出用)」と記されている予防接種予診券(予診のみ)を必ず貼付する。
- (注)窓口で預かり、使用しなかった予防接種券は、後日、医師が「見合わせる」と判断 した事項が消失した際に予防接種希望者が予防接種を受ける際に必要になるため、 接種希望者に必ず返還する。
- ・医師が、当日の予防接種を「可能」と判断した場合には予防接種を行い、3枚の予診票にワクチン名、ワクチンロット番号、実施場所、医師名、接種年月日等必要事項を記入し、3枚の予診票のそれぞれに「予防接種券」と記載されているクーポン券を貼付する。このとき、予診票の原本には「(国保連提出用)」と記されている予防接種券を必ず貼付する。
 - ※ 窓口で預かり、使用しなかった予防接種予診券(予診のみ)は、被接種者に返す。

【 予診票の原本 】

予診票の原本には、「(国保連提出用)」と記されている予防接種予診券(予診のみ) または予防接種券を貼付したうえで、千葉県国保連合会に対して予診費用または予 防接種費用の請求をする際に添付する。

- (注1) **予診のみの費用を市区町村が設定していない場合**(クーポン券の予防接種予診票(予診のみ)の予診費用欄に0円と記載されている場合等)は、**予防接種等の費用請求に際して、当該予防接種予診票(予診のみ)を貼付した予診票を千葉県国民健康保険団体連合会に送付しない。**
- (注 2) 予防接種券等のクーポン券を紛失した場合には、予防接種等に要した費用の支 払いを受けられない(医療機関で紛失した場合には、クーポン券を発行した市区町 村に問い合わせる必要がある)。

【 医療機関での保管用 】

3 枚の予診票の 2 枚目に、「(医療機関控え)」と記されている予防接種予診券(予診のみ)または予防接種券を貼付し、実施医療機関が保管する。予診票の取扱いについては、診療記録に準ずるものとし、保管期限は、原則として 5 年を下回らないよう配

慮する。

【 予防接種の予診または予防接種を受けた本人の控え用 】

- 3 枚の予診票の 3 枚目に、「(ご本人控え)」と記されている予防接種予診券(予診のみ)または予防接種券を貼付したうえで本人に渡す。
- (注) 予防接種を行った際に予診票に貼付する「(ご本人控え)」と記されている予防接種券は、予防接種済書を兼ねていることから間違えのないように貼付する。

(3) 風しんの第5期定期接種に使用するワクチン

本契約において風しんの第 5 期定期接種に使用するワクチンは、**乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(MR ワクチン**)とする。

(4) 風しんの第5期定期接種の実施について

当該定期接種の実施に当たっては、厚生労働省から発出されている医療機関・健診機関向けの「手引き」における「3-3-4 予防接種の実施について」および「3-3-5 MR ワクチンの発注時の基本的事項等」を熟読し、適切な予防接種の実施と接種事故等の防止に努めるとともに、予防接種間違いや健康被害等が起きた時は適切な対応を行う。

(5) 予防接種による健康被害等への対応

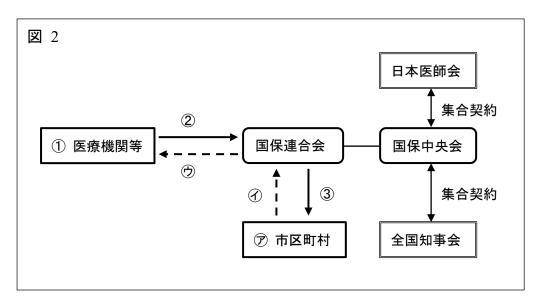
- ・ワクチンの接種者に予防接種による副反応(予防接種法施行規則第5条に規定する症状)を診断した場合には、接種協力医療機関の長(管理者)又は接種協力医師は接種者に対して必要な処理等を行い、速やかに独立行政法人医薬品医療機器総合機構へFAX(FAX番号:0120-176-146)にて報告する
- ※ 副反応の報告に当たっては、「平成 25 年 3 月 30 日付健発 0330 第 3 号、薬食初 0330 第 1 号 定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取り扱いについて」に基づ いて行うものとする。
- ・予防接種による健康被害の救済措置は、予防接種法第 15 条により、被接種者の居住する(原則として住民票がある)市区町村が対応する。

5 風しんの第5期定期接種に係る請求・決済事務について

(1) 集合契約における請求・決済事務の流れ

風しんの第 5 期定期接種を集合契約により実施する場合の**請求・決済事務は、国民健康保険中央会**(以下「国保中央会」という。)および各都道府県の国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)が代行機関となってとりおこなう。

以下に、全国的な集合契約における請求・決済事務の流れをしめす(図2参照)。



- ①一② 集合契約に基づいて医療機関等で実施した風しんの抗体検査または風しんの第5期定期接種(予診のみを含む)については、各実施医療機関等において実施した市区町村毎の1か月間の小計を記入した請求総括書(以下「請求総括書(小計)」という。)(別紙10)および当該実施医療機関で1か月間に実施した総計を記入した請求総括書(以下「請求総括書(総計)」という。)(別紙9)を作成し、クーポン券が貼付された受診票又は予診票とともに、風しんの抗体検査の結果が判明した日または風しんの第5期定期接種(予診のみを含む)の実施日の翌月10日までに医療機関が属する都道府県の国保連合会に送付する。
 - (注)請求の付随しないクーポン券(予診費用欄に 0 円と記載されている場合等)が貼付された予診票等は、国保連合会に送付しない。
- ③ 国保連合会では、実施医療機関等から送付されたクーポン券が貼付された受診票又は 予診票と請求総括書(小計)および請求総括書(総計)の内容について齟齬がないこと を確認した上で、請求のあった月の翌月 10 日までにクーポン券を発行した各市区町村 に対して費用請求を行う。
 - (注) 実施医療機関等から国保連合会へ請求する請求総括書(小計) に集計等の誤りがあった場合には、国保連合会において請求総括書(小計) の修正等を行うなどした上で、各市区町村に費用請求のための書類を送付することになる。この際、実施医療機

関等に対しては、国保連合会から支払額通知書および支払額内訳書が通知されるので、請求額との相違について、当該支払額内訳書により確認する。

- ⑦ ⑦ 市区町村では、国保連合会から送付された請求書およびクーポン券が貼付された 受診票又は予診票を確認し、国保連合会から請求のあった月の22日までに請求のあっ た費用を国保連合会へ支払う。
 - (注) 国保連合会へ支払い後に市区町村の確認により実施医療機関等からの請求の誤り が判明した場合には、市区町村と実施医療機関等が個別に調整することとなる。
- ⑤ 国保連合会は、市区町村からの支払いを受けた月の末日までに、実施医療機関等に対して支払いを行う。
- (2) 風しんの抗体検査あるいは風しんの第 5 期定期接種を行った医療機関等からの費用請求と医療機関等への支払い

風しんの抗体検査あるいは風しんの第 5 期定期接種(予診のみを含む)を行った医療機関等は、以下に従って必要書類を作成し提出期限までに千葉県国保連合会に提出する。

(注)請求の付随しないクーポン券(予診費用欄に 0 円と記載されている場合等)が貼付された予診票等は、千葉県国保連合会に送付しない。

① 費用請求に必要な書類

風しん対策請求総括書(総計)(別紙 9)

1 か月間に実施した、風しんの抗体検査・予防接種の予診のみ・風しんの第 5 期定期接種の請求金額等について、受診者の市区町村ごとに作成した請求総括書(小計)の各項目の金額等を合計して記入した請求総括書。

このため、**当該請求総括書は、同一医療機関等から、同一月に 1 枚のみ送付することとなる**。

風しん対策請求総括書(小計)(別紙 10)

1 か月間に実施した、風しんの抗体検査・風しんの予防接種の予診のみ・風しんの第5 期定期接種の請求金額について、受診者の市区町村ごとに作成した請求総括書。

- クーポン券を貼付した受診票:市区町村ごとにまとめる
- クーポン券を貼付した予診票:市区町村ごとにまとめる

市区町村によっては、「予診票のみ」の費用を計上していない場合(クーポン券の予防接種予診票(予診のみ)の予診費用欄に0円と記載されている場合等)がある。この場合は、「予診のみ」の予診票の原本を千葉県国保連合会に送付しない。

- (注 1) 風しんの抗体検査価格については、<mark>資料 4</mark> で確認(全国一律)する。 風しんの第 5 期定期接種および予診のみの費用については、市区町村から配布され たクーポンに記載されている金額とする。
- (注 2) 費用請求の際に使用する請求総括表(総計)(別紙 9) および請求総括表(小計) (別紙 10) については参考として示したものである。

医療機関において当該総括表を作成する際には、地区医師会に連絡して様式の提供を受けるか、または、日本医師会もしくは千葉県医師会ホームページから風しんの追加的対策へアクセスし、掲載されている実績報告書の様式(「風しん対策 請求総括書(実績報告書)」 および「風しん対策 市区町村別請求書」) をダウンロードして使用する。

※ 医療機関等で実績報告書をダウンロードして使用する場合、当該報告書様式をダウンロード後に共通部分マスターの医療機関入力欄に必要事項(請求先、施設等区分、医療機関等コード、医療機関名、請求年月、医院所在地、代表者氏名、電話番号等)をパソコン上で入力すると、「風しん対策 請求総括書(実績報告書)」 および「風しん対策 市区町村別請求書」に入力した内容が反映される。

② 請求総括書の作成

請求総括書の作成に当たっては、表の各欄について以下のとおりとする。

【 請求総括書(小計)】

• 抗体検査

税抜き欄:税抜き単価×件数 税込み欄:税込み単価×件数

・予防接種(予診のみを含む)

税抜き欄:税抜き単価×件数

税込み欄:(税抜き欄に記載された額×消費税および地方消費税率(※))×件数

※ 1 円未満の端数は切り捨てる

(注)予診票のみの費用を市区町村が計上していない場合(クーポン券の予防接種予診票(予診のみ)の予診費用欄に0円と記載されている場合等)、本請求書には計上しないこと。

【 請求書総括書 (総計)】

市区町村ごとに、1が月間に実施した風しんの抗体検査、風しんの予防接種の予診のみ、 風しんの第 5 期定期接種について、風しん対策市区町村別請求書として作成した表の 請求件数、請求金額(税抜)、請求金額(税込)の各欄に記入されている数値を、実施 した全市区町村分として合計し記入する。

③ 千葉県国保連合会への提出期限

医療機関等は、抗体検査の結果が判明した日または風しんの第 5 期定期接種の実施日の翌月の 10 日までに、千葉県国保連合会へ上記 ① に記載した書類を以下のとおりに編綴して送付する。

(書類の編綴例)

・A 市の風しん対策請求総括書(小計)+A 市のクーポン券が貼付された受診票+A 市のクーポン券が貼付された予診票

(費用請求書類送付期日の例)

抗体検査の結果が判明した日または第 5 期定期接種の実施日が 2019 年 6 月の場合は、2019 年 7 月 10 日までに千葉県国保連合会へ書類を送付する。

※ 2019 年 4 月および 5 月に実施した風しんの抗体検査および風しんの第 5 期定期接種の費用請求は、2019 年 6 月 10 日までに、2 か月分を 1 枚にまとめた請求総括書 (総計) および市区町村ごとに 2 か月分を 1 枚にまとめた請求総括書 (小計) を送付する。

④ 千葉県国保連合会からの請求費用の支払い

千葉県国保連合会が実施医療機関等から費用請求に必要な書類を各月の 10 日までに 受理したものについては、原則として受理した翌月の末日までに千葉県国保連合会から 費用請求を行った各医療機関等へ振り込みが行われる。

(支払期日の例)

医療機関が 2019 年 7 月 10 日までに千葉県国保連合会に対して請求した費用は、原則として、2019 年 8 月末日までに払い込みが行われる。

⑤ 請求費用の支払先

医療機関等から請求のあった本対策の費用の支払い先は、原則として診療報酬または 特定健診等の口座と同一の口座とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、本対 策用の支払先口座を別途指定することは可能である。

支払先口座を別途指定する場合には、以下の事項に留意し、「風しんの抗体検査・風しんの第5期定期接種に係る費用の請求及び受領に関する届」(以下「請求及び受領に関する届」という。)(※)を千葉県国保連合会に提出する。

- 必ず千葉県国保連合会に問い合わせを行う
- 「請求及び受領に関する届」に必要事項を記入し、千葉県国保連合会に返送する。
- ・2019 年 4 月までに集合契約に参加している医療機関等は、2019 年 5 月 31 日までに「請求及び受領に関する届」を千葉県国保連合会に報告する

・2019 年 5 月以降に集合契約に参加する医療機関は、実施機関一覧表に掲載された月の 翌月の 20 日までに「請求及び受領に関する届」を千葉県国保連合会に報告する

※「請求及び受領に関する届」のダウンロード

厚生労働省の「風しんの追加的対策について」から、「追加的対策」→「医療機関・健診機関向け情報」→「様式等」→「集合契約に係る委任状(医療機関・健診機関用)」の「口座変更時の国保連提出書類」から「風しんの抗体検査・風しんの第 5 期定期接種に係る費用の請求及び受領に関する届」をダウンロードして使用する。

なお、必要事項の記入については、医療機関・健診機関向けの「手引き」の P39、P40 を参照すること。